

モデルケース 独身（給与収入300万円）



- * 所得税の限界税率 5%
- * 個人住民税（所得割額）126,500円
- * 住民税の特例控除額の上限
（住民税所得割額の1割）= 126,500円×1割 12,700円

1万5千円を寄付した場合

寄付金 15,000円			
適用下限額 5,000円	所得税控除 500円	個人住民税控除 9,500円	
		基本控除 1,000円	特例控除 8,500円

適用対象外

所得税と個人住民税合わせて10,000円が控除されます。

寄付しない場合	
住民税	126,500円
所得税	62,000円
↓	
寄付した場合	
住民税	117,000円
所得税	61,500円
} 10,000円	

3万5千円を寄付した場合

寄付金 35,000円			
適用下限額 5,000円	所得税控除 1,500円	個人住民税控除 15,700円	
		基本控除 3,000円	特例控除 12,700円
適用対象外			控除されない部分 12,800円

適用対象外

所得税と個人住民税合わせて17,200円が控除されます。

適用対象外

特例控除額の上限額（12,700円）

寄付しない場合	
住民税	126,500円
所得税	62,000円
↓	
寄付した場合	
住民税	110,800円
所得税	60,500円
} 17,200円	

モデルケース 独身（給与収入500万円）



- * 所得税の限界税率 10%
- * 個人住民税（所得割額）260,500円
- * 住民税の特例控除額の上限
（住民税所得割額の1割）= 260,500円×1割 26,100円

3万円を寄付した場合

寄付金 30,000円			
適用下限額 5,000円	所得税控除 2,500円	個人住民税控除 22,500円	
		基本控除 2,500円	特例控除 20,000円

適用対象外

所得税と個人住民税合わせて25,000円が控除されます。

寄付しない場合	
住民税	260,500円
所得税	160,500円
↓	
寄付した場合	
住民税	238,000円
所得税	158,000円
} 25,000円	

4万円を寄付した場合

寄付金 40,000円			
適用下限額 5,000円	所得税控除 3,500円	個人住民税控除 29,600円	
		基本控除 3,500円	特例控除 26,100円
適用対象外			控除されない部分 1,900円

適用対象外

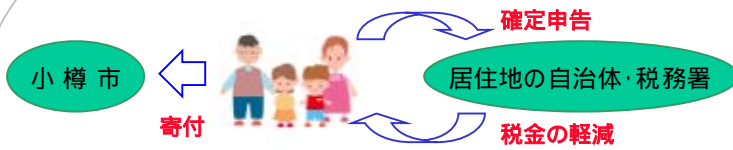
所得税と個人住民税合わせて33,100円が控除されます。

適用対象外

特例控除額の上限額（26,100円）

寄付しない場合	
住民税	260,500円
所得税	160,500円
↓	
寄付した場合	
住民税	230,900円
所得税	157,000円
} 33,100円	

モデルケース
夫婦+子供2人（給与収入700万円）



1万円を寄付した場合

寄付金 10,000円			
適用下限額 5,000円	所得税控除 500円	個人住民税控除 4,500円	
		基本控除 500円	特例控除 4,000円

適用対象外 所得税と個人住民税合わせて5,000円が控除されます。

寄付しない場合	住民税 293,500円	所得税 165,500円
寄付した場合	住民税 289,000円	所得税 165,000円
	} 5,000円	

3万円を寄付した場合

寄付金 30,000円			
適用下限額 5,000円	所得税控除 2,500円	個人住民税控除 22,500円	
		基本控除 2,500円	特例控除 20,000円

適用対象外 所得税と個人住民税合わせて25,000円が控除されます。

寄付しない場合	住民税 293,500円	所得税 165,500円
寄付した場合	住民税 271,000円	所得税 163,000円
	} 25,000円	

5万円を寄付した場合

寄付金 50,000円				
適用下限額 5,000円	所得税控除 4,500円	個人住民税控除 33,900円		控除されない部分 6,600円
		基本控除 4,500円	特例控除 29,400円	

適用対象外 所得税と個人住民税合わせて38,400円が控除されます。

特例控除額の上限額（29,400円）

寄付しない場合	住民税 293,500円	所得税 165,500円
寄付した場合	住民税 259,600円	所得税 161,000円
	} 38,400円	

- * 子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
- * 各モデルケースでは、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- * 各モデルケースの住民税（年額）は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

（注意）

1. 住民税の特例控除分では、[寄付金控除対象額×(90%-所得税の限界税率)]で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。（特例控除分の上限は、税額控除前の住民税所得割額の10%です。）
2. 住民税の基本控除分では、[寄付金控除対象額×10%]で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。（基本控除分の上限は、[所得金額の合計の30%-5,000円]の10%です。）
3. 所得税の寄付金控除は、寄付金の合計額から5,000円を控除した額が所得金額から控除されます。（控除の対象となる寄付金の額の上限は、[年間総所得金額]の40%です。）